

令和2年5月15日
(2020年)

保護者 各位

吹田市児童部
保育幼稚園室長 北澤 直子

大阪府の休業要請の段階的解除に伴う
5月18日からの公立幼稚園・認定こども園・保育所等における対応について

保護者の皆さまには、これまでの間、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために御協力をいただいておりますことに心より御礼を申し上げます。

さて、国による緊急事態宣言は継続されていますが、5月14日(木)に大阪府が休業要請の段階的な解除を決定したことに伴い、公立幼稚園・認定こども園・保育所等については、職種を限定した保育提供の縮小対応を終了し、5月18日(月)からは下記のとおり対応することとしましたので、お知らせいたします。

保護者の皆さまには、引き続き、御不便をおかけいたしますが、何卒、御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、国・府の動向を踏まえ、必要に応じて変更が生じる場合があります

記

公立幼稚園及び認定こども園(1号認定)

5月31日(日)まで引き続き休園。

預かり保育は実施します。5月18日(月)から保育の提供対象を限定しませんが、「緊急事態宣言」の趣旨を御理解いただき、お子さまの命・健康を守るために、できる限り家庭で保育をいただき、登園を自粛くださいますようお願いいたします。

公立保育所・小規模保育施設・認定こども園(2号・3号認定)

引き続き開園。5月18日(月)から保育の提供対象を限定しませんが、「緊急事態宣言」の趣旨を御理解いただき、お子さまの命・健康を守るために、できる限り家庭で保育をいただき、登園を自粛くださいますようお願いいたします。

なお、各施設においては感染拡大防止に努めてまいりますが、「3密」の環境は避けられない状況にあります。感染リスク軽減のため、産育休明けの保護者におかれましては、6月以降の慣らし保育に御協力くださいますようお願いいたします。

現時点において、保育所等へ登園しなかった場合の保育料の減額については5月31日までが対象となります。

裏面も御覧ください

濃厚接触者について

- 1 児童が感染者の濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に接触した日から2週間は家庭保育を求めます。また、新型コロナウイルス感染症に「り患」した場合は、医療機関等から登園許可がおりるまでは登園禁止となります。
- 2 児童及び同居家族が濃厚接触者に特定された場合は、園における対応が早急に必要となる場合があるため、次の連絡先に御連絡頂けますようお願いいたします。

【連絡先】

- (1) 開園時間内 : お子さまが通園している園
- (2) 夜間、休日及び祝日 : 吹田市役所(代表) (06) 6384-1231

登園と送迎について

- 1 登園前にお子さまや御家族の体温を計測し、37.5度以上の発熱がある、または、呼吸器症状がある場合は、登園や送迎は出来ません。
- 2 お子さまや御家族が、発熱等が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園や送迎は出来ません。

毎日健康観察を行い「健康観察カード」に御記入ください

- 1 朝と夜に体温測定を行い、「健康観察カード」に御記入ください。「健康観察カード」は毎日園に御持参ください。
- 2 「健康観察カード」による健康観察の実施の必要がなくなった際には、あらためてお知らせいたします。

園内でのマスク着用・手洗いについて

- 1 御家庭にマスクがある場合は、園内でのマスク着用をお願いします。
- 2 送迎時、園内若しくは保育室内で手洗いを行ってから、保育の用意等を行ってください。

園の対応について

- 1 日中に検温等をおこない体調不良児の早期発見に努めます。
- 2 手洗いの徹底や、保育内容や行事を見直し感染拡大予防に努めます。
- 3 こまめな換気の実施による衛生管理を行います。

新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は吹田市ホームページにて御確認ください

<本件に関する問い合わせ先>
吹田市児童部保育幼稚園室 北澤
電話 : 6384-1592 (直通)